

平成22年(行ウ)第21号 公金支出返還請求事件

原 告 渋谷 登美子 他2名
被 告 嵐山町長

副
本

準備書面(2)

平成23年6月15日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 関口幸男

第1. 原告準備書面(1)に対する反論

1. 原告準備書面1頁 第1, 3について
被告において再度確認したところ、平成22年4月16日情報公開請求で公開した資料に誤りのあることが判明したので正しい資料を乙第2号証として提出する。

裁量権の濫用によって2団体に大盤振る舞いの補助金交付行っている、との点は否認する。

2. 同3頁 第2について

被告、被告職員、監査委員はなれ合いで監査事務を行い、との点は否認する。

3. 同4頁 第3, 2(1)について

原告は、「公益性のある団体と認定することと、法律上の公益性の必要による補助金交付とは異なるものである。」と主張しているが、そうではなく、両者は密接に結びついているものである。公益性のある団体として補助金交付の対象となるには、積極的に公

益活動を行っている団体であること、今までの公益活動の実績、現在の活動内容などを踏まえて判断するもので、そのような団体を維持、育成していくことが嵐山町として公益に資する、との判断によるものである。

原告は、公益性のある団体と認定されれば、酒食に使われる費用をも公費で補助することになりかねない、と言う。しかし、これは誤りである。補助金額は補助団体の活動内容から見て、その団体の活動に必要な経費の一部を見込んで算定しているもので、不要な支出を見込んで算定しているものではない。

○ 公益性のある団体に対する補助は、補助金等の交付手続等に関する規則、団体に対する補助金等交付要綱に定める基準に則り判断されるもので、明確であり恣意的なものではない。嵐山町では、前に述べたとおり各種団体の育成を図るため、次のような団体に対して毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものである。①町の行政に協力し、これを推進する団体 ②町民の福利に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体 ③町の産業及び教育、文化並びに体育の振興のため特に必要な研修又は事業を行う団体 ④その他町長が特に認めた団体と規定し、その趣旨に沿った活動を現にしている団体について審査の上補助を行っているものである。具体的には、第4次嵐山町総合振興計画後期基本計画における内容や付随する各種計画に則り、その内容を推進してもらえる団体に交付している。例えば上記総合振興計画の中には「基本方針」として人権の世紀である21世紀に、差別のない明るい社会を実現するため、啓蒙活動を通じて人権意識の高揚を図ると共に、学校や社会における人権教育を推進する、としている。

〔参考〕第5次嵐山町総合振興計画より抜粋

〔基本的な方針〕

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人などの人権問題について、町民一人一人が理解を深め、互いの人権を尊重する地域社会

が構成されるよう、学校、家庭、地域社会における人権教育や啓発活動を推進します。

人権問題や生活に関する身近な相談体制を充実し、暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、「今後の同和対策の基本方針における実施計画」においても、各種施策が挙げられており、それに則ったものとして部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対し補助金を交付している。

これらの基準に基づき、要綱の別表に補助する団体を規定し、公表もしている。勿論、何らかの公益活動をしていれば、全ての団体に補助金が交付されることは限らない。また、必要性がなくなりたと認められる場合は別表から削除されたり、別表にあっても事業内容の見直しを行い補助金支出を取りやめた団体もある（例えば統計研究会、職員互助会等）。このように、適宜検討を行っていふところである。

各種団体は、あくまでも民間団体であり、自由な活動が保証されるべきものである。団体の活動については、町が押しつけて行わせるのではなく、ある程度その趣旨に沿った活動の自由を持たせるため、主な事業内容のみを明記しているところである。事業内容を限定した補助金はその団体の自由で柔軟な活動を損なう危険性もあり、団体補助とは異なる。従つて、現在では補助を行う内規について、主な事業内容の記述にとどめているところである。用途については、全く事業と無関係な事に自由に使ってよいといふことではなく、団体と連絡調整を行う事業担当課において、内容を精査して支出しているところである。

補助団体名については、予算書に団体名を明記し、予算審議がなされ、議会で議決されてきている。嵐土連に対する年 745,000 円、部落解放同盟嵐山支部に対する年 690,000 円は議会でも承認され、町長の裁量権の範囲内のもので違法ではない。

町内の補助団体からは、年々削減してきた補助金に対し、これ以上の補助金の削減では活動ができない等の意見もあり、平

平成21年度の補助予算額を決定する補助金等適正化委員会は、平成21年1月26日に開かれた。担当課からは、嵐土連の補助金については平成17年度の補助額の95パーセント、部落解放同盟嵐山支部補助金については平成16年度決算額の80パーセントとした平成18年度適正化委員会で決定した額と同額の予算要求があった。補助金等適正化委員会では、それぞれの補助団体の事業実績及び平成19年度繰越額を確認し、予算要求のあった額と同額を補助予算額とすることを決定したものである。

4. 同5頁 第3. 2(2)について

団体に対する補助の場合、交付要綱第2条 別表は、補助対象の主な事業を掲げたものである。団体に対し、これ以外の事業をしてはいけないとかこの事業以外の事業をすると補助金を交付しないとかこの事業だけに補助が限定される、と言うものではない。農土連については、別表中「土地改良団体連絡協議会の事業は、(研修、事業促進活動)」となっている。原告は、研修、事業推進費以外の支出の補助は出来ないと言うが、そのように解する必要のないことは既に述べたとおりである。

公益活動をする団体としての嵐士連は、団体として存続し、活動を進めていくためには、会議を開催し、総会等の会議で決められた事項を実行するために各種の事務手続きを経て事業が行われなければならず、事務所費の会議費、事務費を含めた事業費全体を活用して初めて所期の目的を達成できるものである。事務員の人事費も広い意味では事業推進費と言っても良いが、そもそも団体補助においてそのように限定しなければならない理由も必要性もない。

町は、団体に対する補助の主な事業を要綱の別表で定め例示し、団体からの申請に対して事業内容を考慮し、補助を行っているも

のであり、原告が主張する「用途を限定しないので酒食に使つて良い。」とするものではない。町の補助は主に嵐土連の事務に係る人件費（賃金）に対するものである。なお、平成19年度から研修費が増加したのは、民間バスの使用によるものである。

また、原告は「別表の団体名の事業は、その団体の主たる事業ならばその団体本来の事業とは異なる団体が出てくる」（5頁下から5行）と言うが、そもそも被告はその団体の主たる事業を別表に列記したなどと言っていない。被告は、その団体の主たる事業を列記したのではなく、その団体の事業の内、補助対象たる主たる事業を別表に列記したものである。

嵐土連は、土地改良事業に關し、町に協力し土地改良事業に關係する各種事業を推進する団体であり、土地改良団体相互の連携を深め事業の円滑な推進を図る団体である。現にそのようなことを實際行っている団体である。補助金の用途は、補助金交付の目的とかけ離れたものでもないし、交付要綱の定めを無視しかつ自治法の定めを無視しているものでもなく、本件補助金の支出は町長の裁量権の範囲内のものである。

5. 同6頁 第3.3について

C
町は補助団体を行政の下請け機関であるとは考えていない。団体補助要綱にあるように、「町の行政に協力し、これを推進する団体」と認定しているものである。町の進める事業に協力してもらつたりすることのある団体ではあっても、指示命令する団体ではないし、命令などしたこともない。町はあくまでも、団体の活動の自主性を尊重し、公益性に着目して必要な範囲で補助しているに過ぎない。

6. 同8頁 第3.5について

各土地改良区が取り組む耕作に必要不可欠な利水等の施設の維持管理事業には多額の費用がかかり、また、環境整備にかかわる農地、水、に関するものについては、それらの事業に対し農林水

産省や県、町の環境保全向上対策支援補助金などがある。繰り返し述べるように、本件町の補助金はこれらの事業に対する補助金ではない。嵐土連という公益活動をする団体は町にとっても必要な団体であるとして、団体に対してなされる補助金である。補助金 745,000 円は、嵐土連の事務の人件費を中心に補助しているもので、原告の言うような親睦のため温泉に行って遊興するための補助をしているものではない。

7. 同 10 頁 第 3. 5 (6 の誤りと思われる。)、同 17 頁 6 (7 の誤りと思われる) について

部落解放同盟に係るものについては、補助参加人の主張も待ちたいが、

(1) 平成 20 年度の補助金額は 690,000 円であり、その平成 20 年度の実績報告書によると、研修会や会議等への参加費及び事務費等で、総額 748,533 円の支出があった。

平成 21 年度の団体補助申請書の運動方針及び予算書により、前年度同様の支出が見込まれた。町としては、平成 20 年度の実績報告書及び平成 21 年度の団体補助金申請書を適正と認め、平成 21 年度の補助金を前年と同額の 690,000 円とした。

(2) 平成 21 年度の部落解放同盟嵐山支部の決算書及びそれに対する町の同団体に対する聞き取り調査の結果が乙第 3 号証である。支出欄の会議費 6,894 円は、6 月 23 日開催の定期総会及び研修である。以下、事務費の旅費から事業費に至るまでの内容が記載されている。

8. 同 23 頁 第 3 (第 4 の誤りと思われる) について

原告も認めるように、「団体補助金として、人件費が補助されたものと推測される(甲 1-1-5)」とあるが、その通りである。また、「……組合費の賦課徴収事務も金融機関とのオンライン化は進んでいると合理的に推定できる。」と推測の主張を行っているが、現在金融機関とのオンライン化はまだできていない。「補助金交付が

既得権化し、…要綱に定める交付事業の外団体補助金は何に使つてもよい補助金と解釈するようになったものと推測できる。」と、これも推測の主張を行っているが、嵐土連はくり返し述べているように、所期の目的を実行するために会議等を開催し、事業計画を実行し、研修会を開催し、総会で決められた事業に取り組む必要から多くの事務が行われていることは言うまでもないことであり、本件補助金はこれらの事務の遂行に必要な（主に人件費）範囲内のものである。

乙第4号証の嵐山町産業振興課作成の平成12年度から平成21年度までの嵐土連の支出総額に対する町の補助金の割合は平均35パーセント程度である（平成18年度は、臨時職員が体調不良により長期間休職したため、全体の支出総額が少なくなったため、補助金の占める割合が高くなつた。）。そして、嵐土連の支出のうち、臨時職員の賃金額は全体の55パーセント以上を占めている。

9. 同25頁 第5について

原告は、補助金の既得権化と言うが、公益活動をする団体について、それが公益に寄与し、団体の存続が必要と見られる場合、補助金が継続されることがあるとしても当然である。これは何も本件2団体に限られる問題ではない。また、長年補助している団体は本2団体だけではない。

もし、本件嵐土連や部落解放同盟等の団体が存在しなくなつた場合、今まで行われてきた公益活動がなくなり、町単独で十分適切な効果が上げられるか疑問である。町では、行政と町民、各種団体及び企業とともに「地域経営」というまちづくりを行う方針を掲げており、各種団体の自主的な活動を重視している。なお、補助予算額の流れは別紙の通りである。

第2 本件補助金支出の法的性格について

補助金の支出は、行政処分による場合と贈与契約による場合とが

考えられるが、本件は、個別の法律や「補助金適正化法」によるようなものではなく、申請者の受給権について行政庁にその在否の判断をさせる権限を付与したものではない。

町独自の行政判断によるもので、規則、要綱に基づき、予算措置を経て行われるもので、その性質は贈与契約であると考える。

第3 本案前の答弁

監査請求前置について

訴状請求の趣旨の内、嵐山町土地改良団体連絡協議会に対する平成22年6月26日支出分及び部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対する平成22年7月27日支出分については監査請求を経ていない。

従って、上記の点については不適法である。

以上

C

団体補助金にかかる補助予算額の流れ

【前年度】

- 担当課から財政担当課に対して補助金要望額の提出（事業実施状況、活動内容等を勘査し額を要望）



- 補助金等適正化委員会において補助金額の検討
 - ・補助金を支出する団体であるかどうかの決定。（要綱に規定する団体であるかどうか）
 - ・活動の効果、活動状況、前年度繰越額等予算の執行状況により補助予算額を決定。



- 財政担当課において予算額の決定（担当課に内示）



【当該年度】

- 団体から担当課へ補助金の申請



- 担当課において内容の審査



- 担当課において補助金の交付決定（補助指令書の交付）



【次年度】

- 団体から担当課へ実績報告書の提出



- 担当課において内容の審査



- 財政担当課に実績報告書（写）の提出